

障害児通所支援事業(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス)をご利用の皆様へ
 < 個別サポート加算(I)のご案内 >

障害児通所支援事業に関する制度の仕組みが、令和 3 年 4 月ご利用分から改正されました。(この制度は、3 年に一度、国によって見直しを行うこととされています。)

この制度改正に伴い新設された個別サポート加算(I)について、令和 3 年 4 月より該当者へは受給者証へ記載をさせていただいております。

今後、個別サポート加算(I)に該当または非該当につきまして、更新時に保護者様の調査票を記入いただく形で確認をさせていただきたく存じます。

1 個別サポート加算(I)について

目的

より手厚い支援を必要とする児童に応じて、きめ細かく対応できるよう、一定の要件に該当する障害児を受け入れた場合に、児童ごとに異なる報酬を請求できる体系に令和 3 年 4 月より見直されました。

※ 児童毎に個別の職員を配置することをお約束する制度ではありません。

2 該当者等確認の流れ

手順	対応者	内容
1	明石市より郵送	誕生日月更新毎に調査票付きの更新申請書(黄緑)を相談支援事業所へ送付 ※ 調査票の記入例も同封いたします。
2	相談支援事業所 及び保護者様	誕生日月更新面談時に、調査票付きの更新申請書(黄緑)を保護者様へ渡し、保護者様が調査票に記入。 <u>調査票については保護者様が記入することを原則としますが、保護者様に調査内容等を伝え、同意を得たうえで通所事業所等が記入することも可能です。</u>
3	相談支援事業所	調査票付きの更新申請書(黄緑)と計画案を明石市へ提出
4	明石市確認	内容を確認し、個別サポート加算(I)の該当者を認定。
5	明石市より送付	誕生日月末に受給者証を保護者様へ送付
6	保護者様	受給者証を通所事業所へ提示

※ 関連書類等は、明石市のホームページにも掲載しておりますので、「明石市 個別サポート加算」で検索していただきますと、確認できます。

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/kobetusapo-tokasann1.html

裏面もごございますので、ご確認の程よろしくお願いたします。

3 対象児童(サービス対象要件)

児童発達支援 医療型児童発達支援	3歳未満 の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2つ以上
	3歳以上 の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1つ以上 ② 乳幼児等サポート調査 調査票⑤～⑪の項目でほぼ毎日(週5日以上)ある又は週に1回以上にチェックが1つ以上
放課後等デイサービス	就学児	以下の①又は②に該当すること ①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ②就学児サポート調査 調査票⑤～⑪の合計が13点以上

<ご案内>

- 1 このお知らせは、令和3年4月の制度改正のうち、個別サポート加算(I)のご説明になります。
- 2 受給者証に記載されている、一月あたりの利用者負担の上限額(0円/4,600円/37,200円)に変更はありません。そのため、利用者負担額に影響がない場合もあります。
- 3 事業所ごとに定めて徴収されている実費(おやつ代等)に影響するものではありません。

明石市中崎1丁目5番1号(本庁舎議会棟1階)
明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
担当 竹田、河田、廣田
TEL 078-918-1344